

津市消防本部火災予防査察証取扱規程

平成18年1月1日消防本部訓第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、津市消防法等施行取扱規則（平成18年津市規則第229号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、規則第2条に定める立ち入りのための証票（以下「火災予防査察証」という。）の交付及びその取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(火災予防査察証の交付)

第2条 消防長は、津市消防吏員に任命した者（以下「吏員」という。）に対し、任命の日に火災予防査察証を交付するものとする。ただし、任命後三重県消防学校初任科に入校する者に対しては、その課程を卒業し、勤務部署の発令の日にこれを交付するものとする。

(火災予防査察証の交付台帳の備付け等)

第3条 消防総務課長は、火災予防査察証交付台帳（第1号様式）を備え、火災予防査察証の交付（再交付を含む。）又は記載事項の変更等について、その都度記載し、整理しなければならない。

(火災予防査察証の取扱い)

第4条 火災予防査察証の交付を受けた吏員は、その取扱いに関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に消防手帳の所定の位置に収納して携帯し、消防法（昭和23年法律第186号）第4条、第16条の5及び第34条に定める立入検査のため、関係のある場所に立ち入り、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- (2) 職務以外に使用してはならない。
- (3) 取り扱いを慎重にし、紛失、盗難等の絶無を期するとともに、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (4) 記載事項に訂正の必要が生じたときは、直ちに火災予防査察証記載事項変更届（第2号様式）に火災予防査察証を添え、所属長を経由して消防長に提出し、訂正を受けなければならない。
- (5) 火災予防査察証を紛失し、若しくは盗難にかかり、又は汚損し、若しくは破損したときは、直ちに火災予防査察証再交付申請書（第3号様式）を

所属長を経由して消防長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、火災予防査察証の汚損又は破損に係るものであるときは、当該火災予防査察証を添付しなければならない。

- (6) 退職又は死亡等により、火災予防査察証が不要になったときは、本人又はその遺族は、直ちに火災予防査察証返納届（第4号様式）に当該火災予防査察証を添えて、消防長に返納しなければならない。

（火災予防査察証の点検）

第5条 点検者は、点検の際その他特に必要と認める場合に、火災予防査察証の保管状況についても、点検を行わなければならない。

- 2 点検者は、前項の点検において、火災予防査察証の保管取扱いに関し、必要な指導に努めなければならない。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、火災予防査察証の交付又は再交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

火災予防査察証交付台帳

[illegible]

(注) 火災予防査察証を交付したときは、備考欄へ契印を押すこと。

第 2 号様式（第 4 条関係）

火災予防査察証記載事項変更届

			所属長	
変更事項		新		旧
氏 名				
上記のとおり火災予防査察証記載事項に変更があったのでお届けします。 年 月 日 （あて先）津市消防長 所 属 階 級 氏 名 印				
受 付 印	処 理 事 項			
	訂 正 年 月 日		訂 正 事 項	台 帳 整 理
	年 月 日			年 月 日
	受領者 印			取扱者 印

第 3 号様式（第 4 条関係）

火災予防査察証再交付申請書

					所属長	
所属		階級		氏名		
交 付 番 号	第	号	紛 失 （ 盗 難 ） 等 の	年	月 日	
紛失（盗難） 等、再交付の 申 請 理 由						
上記のとおり火災予防査察証を 再交付を申請します。 年 月 日 （あて先）津市消防長 所 属 階 級 氏 名 印						
受 付 印		年 月 日		年 月 日		
	再交付 年月日	受領者	台 帳 整 理	取扱者		
		印		印		

第4号様式（第4条関係）

火災予防査察証返納届

所属		階級		氏名	
交 付 番 号	第	号	返納理由		
上記の理由により火災予防査察証を返納します。 年 月 日 （あて先）津市消防長 所 属 階 級 氏 名 印					
受 付 印	台 帳 整 理	年 月 日	火災予防 査察証の 処 理	年 月 日	処理方法 取扱者 印
		受領者 印			